

申請にあたっての注意事項

1. 当社が開示等を行うことのできる権限を持つ保有個人データ及び第三者提供記録が対象となります。本人に関係しないもの、当該保有個人データまたは第三者提供記録の存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの等法令で定める事由に該当する場合は除きます。報道、著述の用に供する目的で取り扱う個人情報につきましても対象外となります。
2. 請求は所定の申請書にご記入のうえ、本人と確認できる書類とともに、簡易書留または特定記録郵便でお送りください。なお、封筒に「開示等申請書類在中」と書き添えてください。
本人確認のための書類は、運転免許証、パスポート、健康保険証、公的年金証書、その他当社が適当と判断する公的機関が発行するご本人であることを証明する書類のコピー1点（ただし、顔写真のないものは2点）とします。
3. 以下の者に限り、本人の代理で請求できるものとします。
 - ①未成年者または成年被後見人の法定代理人
 - ②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人（任意代理人）
4. 代理人による請求の場合は、代理権があることを確認する書類として、以下の書類の提出が必要となります。
 - ・上記3①の場合における、未成年者の法定代理人については戸籍謄本、成年被後見人の法定代理人については成年後見の登記事項証明書
 - ・上記3②の場合には委任状さらに、代理人本人であることを確認する書類として、代理人本人につき、上記2の書類の提出が必要となります。
5. 法律の定めにより、以下に該当する場合は非開示となります。
 - ①本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②利用目的を通知することにより、当社の権利または利益が侵害されるおそれがある場合
 - ③保有個人データまたは第三者提供記録を開示することにより、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ④他の法令に違反することとなる場合
6. 対象となる保有個人データ又は第三者提供記録の区分は以下のとおりです。申請書の該当する区分に✓印を記入してください。
 - ①新聞の購読、販売に関する情報
 - ②新聞の広告に関する情報
 - ③書籍、出版物に関する情報
 - ④セミナー、展示会、演奏会等に関する情報
 - ⑤電子メディア、データベース事業に関する情報
 - ⑥その他の分野の情報（具体的にご記入ください）
7. 上記6のほか、請求対象を特定できる情報、請求の趣旨及び理由等を可能な限り詳しく記入してください。
8. 利用目的の通知に係る請求ならびに保有個人データ及び第三者提供記録に係る請求1件につき手数料は500円です（「請求等の目的」ごとに1件と数えます）。1通の申請書で複数の請求等を同時に行う場合は、請求等の件数に応じた合計の金額をご負担ください。手数料の支払いは、定額小為替を申請書に同封する方法でお願いいたします。
9. 当社が定める通知の方法は以下のとおりです。申請書の該当する項目に✓印を記入してください。ただし、指定がない場合、または指定した方法による開示に多額の費用を要する場合等、指定した方法による開示が困難であると当社が判断した場合は書面で回答いたします。
 - ①書面の交付
 - ②電磁的記録の提供
10. 「個人情報保護法等に基づく公表事項」の「開示等の求めの手続きに関する事項」もあわせてお読みいただき、当該記載に従い請求してください。
11. 本注意事項の記載に従った申請書のみ、お受けいたします。その他の方法による請求等（所定の申請書以外の書式の書面による場合、電話またはメールによる場合、本人確認のための書類が同封されていない場合、手数料の支払いのない場合など）はお受けできませんので、ご注意ください。

以上